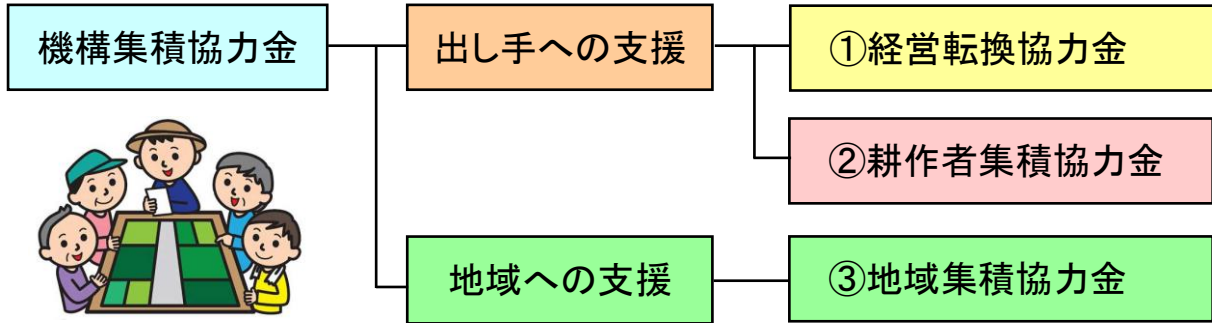


※平成30年度の協力金の単価は、平成31年1月頃に決定します。
資料中の交付額は、平成30年度を目安額です。

農地中間管理事業の活用で交付される「機構集積協力金」



①経営転換協力金

例1) 農地を全部貸してリタイアする。

農家A 水稻 60a (自作又は営農組合に作業委託)

→ 農地中間管理事業で、担い手農家や営農組合に全農地を
10年以上貸付け ※10a未満は残すことが可能



経営転換協力金〔リタイア〕交付額 250,000円(1回限り)

※このほか、毎年、貸付農地の賃料相当が入る。

例2) りんご部門を残し、水稻部門は全部貸してやめる。

農家B 水稻 60a (自作又は営農組合に作業委託)

りんご 100a (自作)

→ 農地中間管理事業で、水稻60aの田を担い手農家や
営農組合に10年以上貸付け ※10a未満は残すことが可能
→ りんご100aは営農を継続、または拡大



経営転換協力金〔部門減少〕交付額 250,000円(1回限り)

※このほか、毎年、貸付農地の賃料相当が入る。

例3) 農地の相続人で農業経営を行わずに、そのまま貸し出す。

農家Cの息子 田・畑 60a

→ 農地中間管理事業で、田・畑60aを担い手農家や営農組合
に10年以上貸付け ※10a未満は残すことが可能



経営転換協力金〔相続〕 交付額 250,000円(1回限り)

※このほか、毎年、貸付農地の賃料相当が入る。

経営転換協力金のH30目安単価

50a以下 : 150,000円/戸

50a超2ha以下: 250,000円/戸

2ha超 : 350,000円/戸

※遊休農地所有の場合はかなり減額



経営転換協力金の注意点

- (1) 農地の貸付期間は、10年以上
- (2) 「リタイア」、「相続」では、10a未満を除く全農地を貸付け
- (3) 「部門減少」は、やめる部門の10a未満を除く全農地を貸付け
- (4) 1戸当たりの申請のため、同じ世帯で別名義の農地も貸付け
- (5) すでに農業委員会を通じて貸している農地は、解約不要



② 耕作者集積協力金

例1) 農地中間管理事業で貸付された農地の隣接農地を貸し出す。

農家Aの田 10a	機構事業 貸付農地
農家Bの田 10a	農家Cの田 10a

農家A

農地中間管理事業の貸付農地に隣接する田10aを、同事業を活用して同じ受け手に10年以上貸付け



耕作者集積協力金 交付額 2,500円(この農地では1回限り)

※農家B、Cも同時に農地中間管理事業で農地を貸し出せば、2,500円ずつもらえる。
また、耕作者集積協力金のほかに、毎年、貸付農地の賃料相当が入る。

例2) 2筆以上、離れた農地を貸し出す。

10a	10a	

農家B

20aの隣接する農地2筆を、農地中間管理事業を活用して同じ受け手に10年以上貸付け



耕作者集積協力金 交付額 5,000円(この農地では1回限り)

耕作者集積協力金のH30目安単価

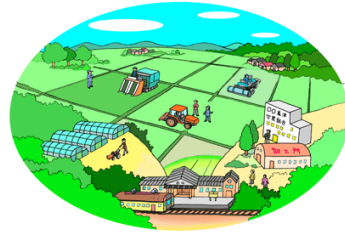
平成30年度: 2,500円/10a

耕作者集積協力金の注意点

- (1) 農地の貸付期間は、10年以上
- (2) 経営転換協力金を受けた場合は、耕作者集積協力金の交付対象外
- (3) 貸す農地が遊休農地の場合は、交付対象外



③地域集積協力金



交付要件

地域の全農地に対して、農地中間管理事業による農地中間管理機構への貸付面積が2割を超える場合に、貸付面積に応じて協力金を交付

平成30年

30ha	20ha
20ha	30ha

地域の全農地100ha

農地中間管理事業で30ha貸借

30ha / 100ha = 30% ※交付対象

交付額

30ha × 5,000円 / 10a = 150万円

平成31年度に、農地中間管理事業で新たに貸借された場合、次式により協力金が支払われます。(※)

平成31年度の新たな貸借面積 × 貸付割合に応じた単価
(平成31年度時点での貸借面積)

交付対象者

農業集落、大字、学校区などの話し合いの単位となっている地域

交付単価(10a当たりの目安単価)

貸付割合	平成30年度
2割超5割以下	5,000円
5割超8割以下	7,000円
8割超	9,000円

※ 機構集積協力金は、国において平成30年度までは継続することが確約されていますが、平成31年度以降は未定となっています。

平成30年度に協力金を受け取るためには、本年12月末までに受け手農家に貸し付け(地域集積協力金は本年12月末までに農地中間管理機構へ貸し付け)られている必要があります。